

海外から見た日本の法制度の変化 —UCバークレー・ショー・サトー会議参加報告

1 はじめに

2011年の3月14日及び15日、UCバークレー(UCB)ロースクールからの招きで、ショー・サトー会議に参加してきました。ここでは、会議の模様と私の発表内容をお伝えし、海外の法学者たちが日本の法律と実務の変化をどう捉えているかお伝えします。

2 参加のきっかけ

同会議は、UCBの教授として活躍したショー・サトー教授を記念して、日米の法学者が集まり、日米の法研究の関係を強化する目的で開催されます。日弁連はUCBロースクールへ客員研究員を派遣していますが(筆者は2008年度派遣)、その受け入れ母体は、この会議を主催するショー・サトー・プログラムです。そのような経緯から、筆者にスピーチの依頼がありました。日米の著名な法学者が参加する会議で、学者でない私がスピーチをするのは大変気が引けましたが、UCB側に留学後の成果を示す貴重な機会になるとも思い引き受けました。

3 会議のテーマ

会議には毎回大きなテーマが与えられますが、今回は「移行期にある日本の法制度("The Japanese Legal System: An Era of Transition")」でした。スピーカーとそのテーマを紹介すると、①日本の政治に対する司法的コントロール(シカゴ大学Tom Ginsburg教授)、②歴史的観点で見た日本の刑事司法制度改革(東京大学Daniel Foote教授)、③日本の紛争解決手法再考(明治大学村山真維教授)、④日本法の比較研究における共通性と相違性(スタンフォード大学Lawrence Friedman教授)、⑤司法制度改革、裁判員制度、検察審査会(カリフォルニア大学サンタクララ校Hiroshi Fukurai教授)、⑥弁護士と法律実務の変化(大阪大学大学院法学研究科福井康太教授)、⑦日本における女性問題と法的変化(林陽子弁護士、但し地震のため本人欠席で原稿代読)、⑧公益

通報者保護法及び独禁法リニエンシー制度が日本へもたらす影響(東京大学太田勝造教授)、⑨日本における最近の医療倫理と法(首都大学東京我妻学教授)、⑩日本における近時のプライバシー問題とその対処の方策(筆者)、⑪明治期以後の国際法の日本への導入(ハワイ大学Jon Van Dyke教授)、⑫日本における環境及び労働者の安全に関する法律(東洋大学大坂恵里准教授)、⑬日本におけるベンチャービジネスの法律と実務(一橋大学宍戸善一教授)です。1つのテーマについてスピーチと議論で1時間くらい行うため、お昼ご飯や夕食時にもセッションを行うというタイトなスケジュールで進行しました。なお、個別の議論の中身をコンパクトにまとめたものとして、参加者の福井康太先生のブログがありますので、ご参照ください。<http://ktfukui.cocolog-nifty.com/rechtstheorie/2011/03/2011uc-9e8b.html>

4 筆者の発表内容

筆者のテーマについて紹介させていただきます。筆者は、昨年の日弁連の人権擁護大会第2分科会での調査と議論を踏まえ、情報社会の発達の中で、日本においても個人のライログ(インターネット上の行動履歴や監視カメラによる行動履歴等)収集蓄積が進んでいることを指摘した上で、現在政府が推進している共通番号制度が導入されれば、より個人情報の収集蓄積が進み、プライバシー侵害の危険性が増加すること、また日本においては、個人情報保護法の施行により、政府や大企業が個人情報を独占しやすい状況が生じていること、このように巨大権力に個人情報が独占され、一般市民には政府や大企業にどのような情報を把握されているかわからない状況は、あたかもパノプティコン様式(全展望監視システム)の刑務所の中にいるようなものであり、市民の自律性が失われ民主主義社会の基盤が失われることを指摘しました。そして、解決のために、①設計段階からプライバシー保

護(必要最小限の個人情報収集、最大限のセキュリティ、自己の情報に対するコントロール方法の強化等)を埋め込む考え方(プライバシー・バイ・デザイン)が重要であること、②個人情報保護法の目的について、個々人が自己の良心に基づいて自律的に判断・行動できるようにするものであることを明確化すると共に、本人のプライバシー保護の必要性と当該個人情報の必要性を比較衡量できる柔軟な規定を個人情報保護法に盛り込むこと、③政府から独立したプライバシー保護のための第三者機関を共通番号制度とは切り離して導入すべきこと、を提言しました。

アメリカ側からコメントーターとして参加していたLee Tien弁護士(Electronic Frontier Foundation所属弁護士)からは、情報の開示と説明が重要である旨の指摘がありました。これは、本人が個人情報に対するコントロールを十分に行うため、個人情報を利用する者は、どの範囲の個人情報をどのように収集し、どのように利用しているかをきちんと開示することの重要性を指摘したものです。この点については、日本が諸外国に比較して遅れているところだと思われます。プライバシー影響評価の実施等を通じて情報開示がさらに進むように提言していくと思いました。

5 海外の法学者の見方

会議の概要からおわかりいただけたとおり、この会議では日本法の変化に関する幅広い分野のテーマが取り扱われ、これに関する議論が行われました。個々の議論の中で出た意見を筆者なりにまとめると以下のとおりです。

まず、日本の法制度には、明治維新期、第二次世界大戦終結期、2000年代の一連の司法制度改革という3つの大きな変革期があったことが指摘されました。そして、日本側の発表を踏まえて、近時の司法制度改革について、変化の過程にあるものの、実務面を含めるとまだ完全に達成できている訳ではないという見方が示さ

れました。このような変化(例えば裁判員裁判実施や企業内弁護士増加)においては、ロースクールでの法学教育も変化に対応させる必要があるという指摘がありました。日本側からは、司法試験対策のために、変化に十分対応した法学教育が困難である状況も報告されました。

興味深い指摘として、日本の法制度が日本文化の特殊性と結びつけて論じられることについて、日本は近代国家であるから、その法制度についても、特殊性は少なく、近代国家として共通点がほとんどである旨の指摘がありました。確かに、日本の法制度は、近代諸国から取り入れた内容になっていますので、日本文化の特殊性が強く法制度に反映していることはないと思われます。

また、日本側からの発表において、英国や米国に比べて日本人の紛争解決方法として訴訟手続や弁護士への依頼という方法が取られにくいのは、弁護士費用の心配と弁護士とのコミュニケーションに不安を抱えているからであるという調査結果を示し、従来から言われてきた紛争を回避する日本人の特殊性というよりは、弁護士制度の問題(費用不透明や人数が少ない)である可能性の指摘がありました。さらに、日本企業の日常業務における弁護士ニーズが大きくないう原因は、「訴訟の専門家」というイメージに固まってしまっていることによるものであるが、弁護士イメージが変われば企業による日常業務への弁護士利用は増える可能性があるという指摘がされました。これに対しては、アメリカ側から、アメリカでも企業において予防法務、戦略法務を行うのは大都市部に限られているとの意見がありました。

同じ近代国家としての類似性の中で、変化しつつある日本の法制度を観察し、それぞれの社会が抱える問題点に対して、新たな解決策を提示していくための有意義なヒントが得られたよう思います。